

地方分権改革の動向について

平成22年 1月21日 総合政策部総合政策課

- 1 第一期地方分権改革（第一次改革＋三位一体の改革）
 - ・平成5年6月 「地方分権の推進に関する決議」（衆参両議院決議）
 - ・平成6年9月 地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」（地方自治法第263条の3）
 - ・平成7年5月 「地方分権推進法」制定（7月施行）
 - ・平成8～10年度 地方分権推進委員会「第1次勧告」～「第5次勧告」
 - ・平成10年度 「地方分権推進計画」「第二次地方分権推進計画」（閣議決定）
 - ・平成11年7月 「地方分権一括法」制定（平成12年4月施行）
 - 機関委任事務制度の廃止及び事務区分の再編成（自治事務・法定受託事務）
 - 国と地方の役割分担の明確化（地方自治法改正）
 - 権限移譲の推進（事務処理特例制度の創設）
 - 国の関与等の見直し（廃止・縮減、類型化・法定化） 等
 - ・平成13年6月 地方分権推進委員会「最終報告」
 - ・平成16～18年度 三位一体の改革
 - 国庫補助負担金改革（廃止・縮減） 約 4.7兆円
 - 国から地方への税源移譲 約 3兆円
 - 地方交付税改革（交付税＋臨財債） 約 5.1兆円
- 2 第二期地方分権改革
 - ・平成18年6月 地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」（地方自治法第263条の3）
 - ・平成18年12月 「地方分権改革推進法」制定
 - ・平成19年3月 「地方分権改革推進委員会」が内閣府に発足（以下「分権委」）
 - ・平成20年5月 分権委「第1次勧告」
 - 国と地方の役割分担の基本的な考え方
 - 重点行政分野の抜本の見直し（国の関与の見直し、国から地方への権限移譲）
 - 基礎自治体への権限移譲の推進（64法律359事務） 等
 - ・平成20年12月 分権委「第2次勧告」
 - 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（4,076条項）
 - 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大
 - ・平成21年10月 分権委「第3次勧告」
 - 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（第2次勧告のうち892条項）
 - 国と地方の協議の場の法制化 等
 - ・平成21年11月 分権委「第4次勧告」
 - 地方税財政改革
 - ・平成21年12月 「地方分権改革推進計画」閣議決定
 - 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（勧告の一部：121条項）
 - 国と地方の協議の場の法制化
 - ・平成21年度中 「地域主権推進一括法案（第1次）」国会上程（22年度以降、制定・施行）
- 3 第二期地方分権改革に係る本県の取組
 - ・平成19年5月 「地方分権改革推進検討委員会」を庁内に設置
 - ・平成20年6月 「栃木県における地方分権改革推進の基本的な考え方」を策定
 - ・平成20年7月 「地方分権改革推進」栃木県大会を開催
 - ・平成20年8月 政策懇談会に「地方分権改革検討委員会」を設置
 - ・平成21年4月 政策懇・分権委「県から市町への権限移譲に関する基本方針」を策定
- 4 新たな地方分権改革（「地域主権」改革）の動き
 - ・平成21年11月 地方分権改革推進本部を廃止し、首相を議長とする「地域主権戦略会議」を内閣府に設置（11/17 閣議決定）
 - ・平成21年12月 「地域主権戦略の工程表（案）」【原口プラン】の提示（12/14 第1回地域主権戦略会議）